**平成２６年（フ）第１１７５号**
愛知県あま市上萱津北川３―２　スペリア甚目寺218号、住民票上の住所愛知県海部郡大治町大字西條字壱町田76番地の４
破産者　初田　敏行
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

**平成２６年（フ）第４号**
京都府福知山市東平野町165番地
破産者　上芝加代子（旧姓審良）
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

**平成２５年（フ）第２３７７号**
兵庫県芦屋市打出町３番17号、開始決定時の住所大阪府吹田市千里山西３丁目５番12―208号
破産者　邊見　治彦
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２５年（フ）第３３８８号**
大阪市淀川区塚本２丁目11番13号、開始決定時大阪市西淀川区野里１丁目22番４号　203号室
破産者　武本こと　齊藤　宜子（旧姓宮本）
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第７９号**
三重県名張市百合が丘東１番町54番地、前住所三重県名張市百合が丘東１番町104番地
破産者　吉田　秀明
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第１４２３号**
大阪市城東区野江１―17―13　パレスハイツ京橋207、前住所大阪府羽曳野市羽曳が丘西５丁目３番78号
破産者　総合プランニングこと　横田　博昭
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２４０７号**
大阪府交野市郡津３丁目32番10号
破産者　アセンションサービスこと　板垣　和夫
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２６１０号**
住民票上の住所三重県津市栗真町屋町960番地
破産者　山中　直美
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２６４７号**
大阪府八尾市志紀町南３丁目32番地の１　八尾志紀スカイハイツ205号
破産者　小林　　勉
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第２９６３号**
大阪市淀川区三国本町２丁目13番37―413号
破産者　松嶋　美幸（旧姓山中）
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３２６７号**
奈良県生駒郡平群町緑ヶ丘５丁目12番31号
破産者　田中　庄一
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３３４８号**
兵庫県川辺郡猪名川町白金２丁目86番地９
破産者　佐々木貞行
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３４５５号**
大阪市大正区千島３丁目15番11号　ＵＳマンション千島502号、前住所大阪市大正区小林東３丁目17番８号
破産者　増永　悦子
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３４６０号**
大阪府大東市赤井３丁目４番10号
破産者　中尾佐智子
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３５２７号**
大阪市旭区清水５丁目18番１号
破産者　旭東設備こと　白井信太郎
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第３５２８号**
大阪市旭区清水５丁目18番１号
破産者　白井　美枝
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２６年（フ）第４６０号**
大阪府松原市柴垣２丁目５番34―304号
破産者　白井　亨吾
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第６３０号**
大阪府河内長野市木戸町15番地の20
破産者　湊　　信二
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２６年（フ）第５８２号**
神戸市灘区六甲台町10番５―1002号、従前の住所神戸市灘区六甲台町８番47―305号
破産者　松本　賢芳
1　決定年月日　平成26年11月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部